

証券コード 9425
(発送日) 2025年1月14日
(電子提供措置開始日) 2025年1月9日

株 主 各 位

大阪市北区天満橋一丁目8番30号
O A P タ ワ ー 9 階

ReYuu Japan 株式会社

代表取締役社長 有 馬 知 英

第37期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第37期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.reyuu-japan.com/>

（上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」「IRニュース一覧へ」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ReYuu Japan」または「コード」に当社証券コード「9425」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類 / PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知 / 株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年1月29日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年1月30日（木曜日）午前10時

2. 場 所 東京都港区六本木三丁目2番1号

住友不動産六本木グランドタワー9階

ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター

Room C

（より多くの株主様にご来場いただけますよう、株主総会の開催場所を変更することといたしました。会場が前回の定時株主総会と異なっておりますので、末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。）

3. 目的事項

報 告 事 項 第37期（2023年11月1日から2024年10月31日まで）

事業報告および計算書類の内容報告の件

決 議 事 項 第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役7名選任の件

第3号議案 監査役2名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令および当社定款第18条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

(添付書類)

事業報告

(自 2023年11月1日)
(至 2024年10月31日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当事業年度（2023年11月1日から2024年10月31日まで）におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善傾向にある中で、緩やかな回復基調で推移しております。一方で、海外景気の下振れがわが国の景気を下押しするリスクや、物価の上昇、アメリカの今後の政策動向、中東地域をめぐる情勢等の影響に、依然として注意が必要な状況が続いております。

当社の主な事業分野である携帯電話業界におきましては、円安や製造コストの上昇に伴い、新品端末の価格が高騰しております。その一方で、高価な最新機能よりも実用性とコストパフォーマンスを求める需要から、リーズナブルに入手可能なリユースモバイル端末への関心はますます高まっております。リユースモバイル端末は、普及が進む低価格帯の回線サービスとも相性がよく、サブ端末としての利用や法人による利用が増加しており、市場は順調に成長を続けております。今後につきましても、リユースモバイル端末の品質や安全性が認知されていくとともに、市場規模の拡大が加速していくことを見込まれます。

このような事業環境の中、当社は社名の一部でもある「ReYuu（注）」に表現されるコーポレート・アイデンティティに基づき、モバイル端末を中心とするリユース関連事業を事業の柱として、企業価値の向上を目指しております。

当事業年度におきましては、リユースモバイル市場の拡大を背景に、販売台数、売上高、売上総利益のいずれも前期比で大幅に増加いたしました。この成長は、2023年4月に移動体通信関連事業から撤退し、経営資源をリユース関連事業へ集中した結果、事業撤退による減少分を上回る伸長を実現したものです。具体的な取り組みとして、調達専門部署を新設し、法人からの直接買取を強化する等の調達力拡充に注力するとともに、既存の販売チャネルに加え、海外事業者を含む新規取引先の開拓およびオンラインチャネルでの収益力強化を図ってまいりました。

また、移動体通信関連事業からの撤退に伴い固定費が削減され、黒字転換に向けてコスト構造と利益体質が大きく改善されました。

一方で、新規販路の開拓や調達体制の強化においては、一部の契約の締結や、グローバル展開に伴う体制構築、調達先との調整に想定以上の時間を要し、当初計画からは遅れが生じることとなりました。しかしながら、当期に整備された大口の調達ルートおよびグローバル市場での販売ルートは、来期の業績向上に寄与する見込みです。

これらの結果、当事業年度における売上高は4,731百万円、営業損失は64百万円、経常損失は79百万円、当期純損失は86百万円となりました。

(注) 「ReYuu (リユー)」は、「①『リユー』スの輪を広げる、②選ばれる『理由』がある、③『Re (何度も)』+『Yuu (結う=繋げる)』」という想いを込めた、当社の目指す姿を示すコーポレート・アイデンティティです。

事業部門別の状況は次のとおりであります。

当社の事業は、情報通信関連事業の単一セグメントであります。経営成績の状況を事業部門別に記載しております。

(リユース関連事業)

当事業年度におけるリユース関連事業におきましては、調達力の強化を重点戦略として掲げ、当期より新設した調達専門部署を中心に調達営業活動を推進してまいりました。事業の基盤となる良質な商品の安定確保を目指し、新規調達先の開拓および法人向けの買取提案営業に注力した結果、当期の調達量が増加するとともに、来期以降の更なる業績向上を見据えた調達網の整備が進展いたしました。一方で、一部の契約締結や調達先との調整に想定以上の時間を要したことから、当期業績への寄与は当初計画に比べて限定的なものとなりました。

国内法人向け営業戦略につきましては、販売・買取・レンタル・商品保証・キittingを一体化した総合的な端末サービスを強みとして、既存取引先への深耕営業および新規顧客の開拓に取り組んでまいりました。その中でも当社が優位性を持つMVNO事業者チャネルにおいては、既存取引先への深耕営業により販売機種のラインナップが拡充いたしました。その他の国内取引先である通信事業者、携帯販売代理店、卸業者、小売業者、一般企業といったチャネルにつきましては、堅実に取引が拡大いたしました。

グローバルチャネルにおいては、海外ビジネスに精通した人材を積極的に活用した結果、販売と調達の両面で取引ルートの整備が進行し、取引高が増加いたしました。

個人向けオンラインチャネルにおいては、メイン商材のスマートフォンやノートパソコンにとどまらず、スマートウォッチやデスクトップコンピュータ等、当社の調達ルートを活かした商品ラインナップの充実に取り組んでまいりました。また、販売促進施策の実施とお客様目線での顧客対応により、外部ECモールでの店舗評価が高まりました。

これらの結果、売上高4,670百万円、販売台数は141,278台となりました。

(その他の事業)

当事業年度におけるその他の事業におきましては、売上高61百万円となりました。

なお、事業部門別の売上高の内訳は次表のとおりとなっております。

事業部門別売上高の内訳

区分	第36期 (2023年10月期) 前事業年度		第37期 (2024年10月期) 当事業年度		前事業年度比 (%)
	売上高 (千円)	構成比 (%)	売上高 (千円)	構成比 (%)	
(1) リュース関連事業					
小計	3,737,284	91.4	4,670,502	98.7	125.0
(2) 移動体通信関連事業					
①通信機器販売	261,118	6.4	—	—	—
②受取手数料収入	68,582	1.7	—	—	—
小計	329,700	8.1	—	—	—
(3) その他の事業					
小計	22,215	0.5	61,488	1.3	276.8
売上高合計	4,089,201	100.0	4,731,991	100.0	115.7

(注) 移動体通信関連事業は、2023年4月1日付で事業譲渡および閉店が完了しております。

(2) 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は、81百万円であります。その主なものは、レンタル資産の取得によるものであります。

(3) 資金調達の状況

運転資金を資金使途として、株式会社日本政策金融公庫から300百万円、株式会社紀陽銀行から200百万円の長期借入を実施いたしました。

(4) 直前3事業年度の財産および損益の状況

(単位：千円)

項 目	第34期 (2022年4月期)	第35期 (2022年10月期)	第36期 (2023年10月期)	第37期 (2024年10月期) 当事業年度
売 上 高	5,457,439	1,551,764	4,089,201	4,731,991
経 常 損 失 (△)	△121,632	△127,373	△204,118	△79,890
当 期 純 損 失 (△)	△228,490	△178,102	△81,005	△86,162
1株当たり当期純損失(△)	△57円10銭	△31円06銭	△14円14銭	△15円33銭
総 資 産	1,888,142	1,572,702	1,917,619	1,887,882
純 資 産	1,310,771	1,132,669	1,051,961	866,457
1株当たり純資産額	228円30銭	197円69銭	183円56銭	158円95銭

(注) 2022年10月期は、決算期変更により2022年5月1日から2022年10月31日までの6ヵ月決算となっております。

(5) 重要な親会社の状況

親会社の状況

会社名	資本金	当社に対する 議決権比率	当社との関係
株式会社ショーケース	50百万円	42.39%	役員の兼任 従業員の出向および出向受入 事務所の賃借 同社サービスの利用 当社サービスの提供

(注) 親会社との間の取引に関する事項

親会社である株式会社ショーケースとの各取引に当たっては、取引自体の合理性および取引条件の妥当性を慎重に確認の上、取締役会の承認を得るものとしております。また、独立社外役員3名(取締役1名および監査役2名)が3分の1を占める取締役会において、親会社と少数株主との利益が相反する可能性についても十分に議論を行っており、一定の独立性が確保されているものと考えております。

なお、親会社と当社との間には、当社の重要な財務および事業の方針に関する特段の契約等はありません。

(6) 対処すべき課題

当社は、リユースモバイル端末を取扱うリユース関連事業を軸として、「①『リユース』の輪を広げる、②選ばれる『理由』がある、③『Re（何度も）』＋『Yuu（結う＝繋げる）』」という想いを込めた「ReYuu（リユース）」をコーポレート・アイデンティティとして掲げ、持続的な企業価値の向上に取り組んでおります。

当社の主な事業分野である携帯電話業界におきましては、円安や製造コストの上昇に伴い、新品端末の価格が高騰しております。その一方で、高価な最新機能よりも実用性とコストパフォーマンスを求める需要から、リーズナブルに入手可能なリユースモバイル端末への関心はますます高まっております。リユースモバイル端末は、普及が進む低価格帯の回線サービスとも相性がよく、サブ端末としての利用や法人による利用が増加しており、市場は順調に成長を続けております。今後につきましても、リユースモバイル端末の品質や安全性が認知されていくとともに、市場規模の拡大が加速していくことが見込まれます。

このような事業環境を踏まえ、当社といたしましては、以下の事項を経営上の重要な課題と認識しております。

① 商品の安定的な調達体制の確保

リユースモバイル端末市場の拡大に対応し、事業成長を持続させるためには、商品の安定的な調達体制の確保が不可欠であると認識しております。調達力のさらなる強化のため、社内体制を整備し、国内・海外を問わず新規仕入先の開拓に注力するとともに、既存パートナー企業との買取連携を強化し、長期的に安定した調達網の構築を目指しております。

② 市場展開と事業基盤の強化

リユースモバイル端末市場でのシェア拡大と収益安定化を実現するため、市場展開と事業基盤の強化に取り組んでおります。国内法人向けには、卸販売、買取、レンタル、商品保証、キittingを組み合わせた総合的な端末サービスを提供し、既存取引先への深耕営業と新規取引先の開拓を進めております。また、法人向けサブスクリプションサービスやレンタル事業の強化を通じて、単発のフロー収益に加え、継続的なストック収益を積み上げ、収益基盤の安定化を図っております。海外市場では、海外ビジネスに精通した人材を積極的に活用し、現地企業との連携を深めることで、グローバルチャネルの拡充を推進しています。個人向けオンラインチャネルでは、SEO施策や商品ラインナップの充実により、販売力のさらなる向上を目指しております。

③ DX化と業務効率化の推進

事業規模の拡大に対応するため、DX化と業務効率化を重要課題として位置付け、商品の入荷から出荷までを一元管理するシステムの導入を進めております。また、取引先や取扱商材の多様化に伴い、商品の再生と物流を担うモバイルリファビッシュセンターでは、デバイスの再生に関わる新たなテクノロジーの導入を検討してまいります。再生・検品業務を効率化する仕組みを整備し、拡大する取扱量に対応するため処理能力の強化にも注力しております。

④ 人材戦略の強化

持続的な企業価値の向上に資するため、成長の源泉として、人材の採用と育成を課題として位置づけております。採用体制を強化し、多様な人材の確保に注力するとともに、従業員の成長とエンゲージメント向上に向けた取り組みを推進してまいります。

⑤ 継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響による調達難等により2022年4月期に営業損失を計上し、その後も継続して営業損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

しかしながら、これまでの調達力強化や販売チャネル拡充の施策を通じて、当社のリユース関連事業は着実に拡大しており、当事業年度においては売上高4,670百万円（前期3,737百万円）となりました。また、コストの大幅な低減も相まって、当事業年度の営業損失は64百万円となり、前期の185百万円から121百万円の改善を実現いたしました。なお、資金面におきましても、2024年2月および同年4月に実施した長期借入により調達した資金にて、十分な流動性を確保しております。現在の売上の状況、改善傾向にある利益構造などから、今後1年間の資金繰り見通しについても安定して推移することが見込まれ、引き続き財務基盤は安定しているものと判断しております。

以上のことから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

(7) 主要な事業内容（2024年10月31日現在）

① リユース関連事業

スマートフォン、タブレット、パソコン等の通信端末機器について、リユース品を中心に売買する事業を展開しております。これらの機器は、サプライヤーからの仕入れや、不要となった機器を消費者や企業から直接買取ることによって調達しております。調達した商品は、必要に応じて当社のモバイルリファビッシュセンターにおいて査定、データ消去、外装クリーニングなどの処理を施し、リユースモバイル端末として販売しております。

本事業においては、リユースモバイル端末をMVNO事業者や携帯代理店、卸売業者、小売業者、一般企業、海外市場等へ向けて販売するとともに、自社運営サイトおよび外部ECモールにおいて、個人向けのオンライン販売を実施しております。

② その他の事業

通信端末機器のレンタル事業等を行っております。

(8) 主要な事業所（2024年10月31日現在）

事務所

大阪本社

大阪市北区

東京本社

東京都港区

モバイルリファビッシュセンター

大阪市北区

(9) 使用人の状況（2024年10月31日現在）

① 使用人の状況（事業区分別）

事業区分	使用人数（名）
リユース関連事業	22（13）
管理部門	5（5）
合計	27（18）

（注）使用人数は就業員数（当社から社外への出向者を除く）であり、嘱託社員・パート・アルバイト従業員および派遣社員・受入出向者は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 使用人の状況

使用人数		平均年齢	平均勤続年数
当事業年度末	前事業年度末比増減		
27名（18名）	5名減（1名減）	41.1歳	8.31年

（注）使用人数は就業員数（当社から社外への出向者を除く）であり、嘱託社員・パート・アルバイト従業員および派遣社員・受入出向者は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況（2024年10月31日現在）

借入先	借入額
株式会社紀陽銀行	376,669千円
株式会社日本政策金融公庫	300,000千円
株式会社三菱UFJ銀行	200,000千円

2. 会社の株式に関する事項（2024年10月31日現在）

- | | |
|----------------|----------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 12,400,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 5,741,500株（自己株式292,105株含む） |
| (3) 単元株式数 | 100株 |
| (4) 株主数 | 2,411名 |
| (5) 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 シ ョ ー ケ ー ス	2,310,000株	42.39%
兼松コミュニケーションズ株式会社	460,000	8.44
宮 崎 羅 貴	270,000	4.95
株 式 会 社 S B I 証 券	99,066	1.82
東 京 短 資 株 式 会 社	91,300	1.68
J. P. Morgan Securities plc	47,977	0.88
伊 藤 貴 登	47,700	0.88
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	40,500	0.74
大 野 三 雄	38,000	0.70
大 島 芳 孝	35,000	0.64

- （注） 1. 当社は、自己株式を292,105株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 持株比率は小数点以下第3位を四捨五入しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として
交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権
の状況

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2024年10月31日現在）

地位および担当	氏 名	重要な兼職の状況
代表取締役会長	平野井 順 一	株式会社ショーケース 代表取締役社長 株式会社Showcase Capital 代表取締役
代表取締役社長	有 馬 知 英	一般社団法人リユースモバイル・ジャパン 理事長
取 締 役	永 田 豊 志	株式会社ショーケース 代表取締役会長 Open Bridge Solutions SDN.BHD Managing Director
取 締 役	高 橋 卓	株式会社ショーケース 顧問 CXO倶楽部株式会社 代表取締役 CXOコンサルティング株式会社 代表取締役 株式会社Warranty Technology 社外取締役
取 締 役	加 藤 文 也	株式会社ショーケース 執行役員
取 締 役	村 井 守	
常 勤 監 査 役	茶 谷 喜 晴	
監 査 役	加 藤 清 和	梅田総合法律事務所 パートナー弁護士
監 査 役	安 倉 史 典	

- (注) 1. 取締役村井守は、社外取締役であります。
2. 取締役村井守は、経営者として豊富な経験および幅広い見識があり、会社経営に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役加藤清和および安倉史典は、社外監査役であります。
4. 常勤監査役茶谷喜晴は、過去に当社の経理財務部門において、長年にわたり業務に携わっており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役加藤清和は、弁護士であり、会社法務に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役安倉史典は、経営者として豊富な経験および幅広い見識があり、会社経営に関する相当程度の知見を有しております。
7. 取締役村井守並びに監査役加藤清和および安倉史典を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年7月27日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針の内容の概要は次のとおりであります。

イ．基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の継続的な向上を図るインセンティブとして十分な報酬体系とし、取締役の個人別の報酬の決定については、役位、職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬と役員退職慰労金および非金銭報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み基本報酬のみを支払うこととする。

ロ．基本報酬に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて総合的に勘案して決定するものとする。

ハ．非金銭報酬等に関する方針

譲渡制限の付された当社株式を交付し、当該取締役が、継続して、当社の取締役等の地位にあったことを条件として、譲渡制限を解除することにより、譲渡制限付株式による株式報酬制度を運用することを目的とする。

ニ．報酬等の割合に関する方針

報酬は、固定の金銭報酬と役員退職慰労金である金銭報酬および非金銭報酬で構成する。

ホ．報酬等の付与時期や条件に関する方針

固定報酬は、任期中において決定された報酬額を毎月に分けて月例の固定金銭報酬として支払う。また、退職慰労金は、退職時に金銭報酬として支給する。

ヘ．報酬等の決定に関する事項

取締役の報酬等（非金銭報酬を含む）の額については、指名報酬委員会の答申を受け、取締役会で決議する。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	退職慰労金	非金銭報酬	
取締役 (うち社外取締役)	21,329 (4,920)	19,920 (4,920)	785 (－)	623 (－)	2名 (1名)
監査役 (うち社外監査役)	10,848 (3,912)	10,537 (3,912)	311 (－)	－ (－)	3名 (2名)
合計 (うち社外役員)	32,177 (8,832)	30,457 (8,832)	1,097 (－)	623 (－)	5名 (3名)

(注) 1. 当事業年度末日現在の会社役員員の員数は、取締役6名(うち社外取締役1名)および監査役3名(うち社外監査役2名)であります。

2. 無報酬取締役4名につきましては、含んでおりません。

3. 当社は、2024年1月30日開催の第36期定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止し、同総会終結後引き続き在任する取締役および監査役に対し、同制度廃止までの在任期間に対応した役員退職慰労金をそれぞれの退任時に支給することを、同総会で決議いたしました。なお、取締役および監査役の役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給予定額は以下のとおりであります。

取締役1名 11,744千円

監査役1名 6,536千円

合計2名 18,281千円

(各金額には、上記表並びに過年度の事業報告において取締役および監査役の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金繰入額として、取締役1名10,959千円、監査役1名6,225千円が含まれております。)

4. 上記の非金銭報酬等の総額は、取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額であります。

5. 使用人兼務取締役の使用人分給与は支給しておりません。

③ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2007年7月26日開催の第19期定時株主総会において年額1億4千万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名であります。

また、上記金銭報酬の範囲内で、2021年7月30日開催の第33期定時株主総会において、取締役(社外取締役除く)に対して、譲渡制限付株式報酬額として年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名(うち社外取締役2名)であります。

監査役の金銭報酬の額は、2004年7月29日開催の第16期定時株主総会において年額1,500万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、2名であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外取締役

他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
取締役 村井守
・重要な兼職はありません。

② 社外監査役

他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
監査役 加藤清和
・梅田総合法律事務所パートナー弁護士であり、同事務所と当社との間
には、取引その他特別な関係はありません。
監査役 安倉史典
・重要な兼職はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

取締役会および監査役会への出席状況

	出席状況、発言状況および 社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 村井 守	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席いたしました。企業経営者としておよびガバナンスの見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する助言・提言を行っております。
社外監査役 加藤 清和	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、また、監査役会15回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。
社外監査役 安倉 史典	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、また、監査役会15回の全てに出席いたしました。企業経営者としての見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査役会において、当社の内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

(※) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第25条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役であるものを除く）および各監査役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の損害賠償金および争訟費用等の損害が填補されることになります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、一定額に至らない損害の場合には填補の対象としないこととしております。

(6) 補償契約の内容の概要等

当社は、取締役平野井順一、有馬知英、永田豊志、高橋卓、加藤文也、村井守、監査役茶谷喜晴、加藤清和および安倉史典との間で会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補填する（ただし、一定額に至らない損害の場合を除く）補償契約を締結しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

RSM清和監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,700千円
② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,700千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、会計監査人としての報酬等の額には合計額を記載しております。

2. 監査役会は、取締役、経理財務部門より必要な資料を入手、報告を受けたうえで会計監査人の監査計画および四半期レビュー計画の内容、会計監査の職務執行状況の相当性、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、上記の金額に同意しました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要がある判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2024年10月31日現在)

単位：千円

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,801,832	流 動 負 債	535,089
現 金 及 び 預 金	411,180	買 掛 金	26,582
売 掛 金	472,290	短 期 借 入 金	400,000
商 品	844,174	1年内返済予定の長期借入金	39,996
貯 蔵 品	5,785	未 払 金	18,900
前 払 費 用	10,695	未 払 費 用	11,775
未 収 入 金	871	未 払 法 人 税 等	2,440
未 収 消 費 税 等	54,591	預 り 金	3,907
そ の 他	2,243	賞 与 引 当 金	3,600
		そ の 他	27,887
固 定 資 産	86,049	固 定 負 債	486,335
有 形 固 定 資 産	64,983	長 期 借 入 金	436,673
レ ン タ ル 資 産	64,983	長 期 未 払 金	18,281
投資その他の資産	21,065	退 職 給 付 引 当 金	27,815
破 産 更 生 債 権 等	1,001	資 産 除 去 債 務	3,565
差 入 保 証 金	21,065	負 債 合 計	1,021,424
貸 倒 引 当 金	△1,001	純 資 産 の 部	
資 産 合 計	1,887,882	株 主 資 本	866,159
		資 本 金	50,000
		資 本 剰 余 金	1,082,679
		資 本 準 備 金	724,520
		そ の 他 資 本 剰 余 金	358,158
		利 益 剰 余 金	△167,167
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△167,167
		繰 越 利 益 剰 余 金	△167,167
		自 己 株 式	△99,352
		新 株 予 約 権	298
		純 資 産 合 計	866,457
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,887,882

損 益 計 算 書

(自 2023年11月 1 日)
(至 2024年10月31日)

単位：千円

科 目	金 額	
売 上 高		4,731,991
売 上 原 価		4,250,527
売 上 総 利 益		481,463
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		545,504
営 業 損 失		64,040
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	62	
そ の 他	1,998	2,060
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	8,173	
為 替 差 損	1,808	
物 品 売 却 損	968	
棚 卸 資 産 除 却 損	6,401	
支 払 手 数 料	557	17,909
経 常 損 失		79,890
特 別 利 益		
受 取 賠 償 金	1,200	1,200
特 別 損 失		
減 損 損 失	5,032	5,032
税 引 前 当 期 純 損 失		83,722
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,440	2,440
当 期 純 損 失		86,162

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年12月20日

ReYuu Japan株式会社
取締役会 御中

RSM清和監査法人
東京事務所

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	武 本 拓 也
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	藤 本 亮

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ReYuu Japan株式会社の2023年11月1日から2024年10月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社の親会社である株式会社ショーケースは、2024年11月14日開催の取締役会において、AIフュージョンキャピタルグループ株式会社との間で資本業務提携契約を締結することを決議し、2024年12月13日付で株式会社ショーケースはAIフュージョンキャピタルグループ株式会社の子会社となった。

これに伴い、AIフュージョンキャピタルグループ株式会社は、株式会社ショーケースを通じて当社の普通株式を間接的に所有することとなるため、会社の親会社に該当することとなった。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 計算書類等に対する意見を表明するために、計算書類等に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年11月1日から2024年10月31日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程、監査の方針および監査計画等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、決裁書類その他重要な書類を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項および同号ロの判断および理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項および当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2024年12月20日

ReYuu Japan株式会社 監査役会

常勤監査役 茶 谷 喜 晴 ㊞

監 査 役 加 藤 清 和 ㊞

監 査 役 安 倉 史 典 ㊞

(注) 監査役 加藤清和および監査役 安倉史典は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 取締役員数の変更

経営体制の一層の強化を図るため、現行定款第19条（員数）に定める取締役の員数の上限を3名増員し、6名から9名に変更するものであります。

(2) 取締役会の招集権者および議長の変更

柔軟かつ機動的な対応を可能とするため、現行定款第23条（取締役会の招集権者および議長）を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1条～第18条 (条文省略)	第1条～第18条 (現行どおり)
第19条 (員数) 当会社の取締役は、 <u>6</u> 名以内とする。	第19条 (員数) 当会社の取締役は、 <u>9</u> 名以内とする。
第20条～第22条 (条文省略)	第20条～第22条 (現行どおり)
第23条 (取締役会の招集権者および議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>代表取締役がこれを招集し、議長となる。代表取締役が複数の場合は、取締役に</u> <u>おいてあらかじめ定めた代表取締</u> <u>役がこれを招集し、議長となる。</u>	第23条 (取締役会の招集権者および議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役に</u> <u>おいて指名する取締役がこれを招集</u> <u>し、議長となる。</u>
2 代表取締役に事故があるときは、 <u>取締役に</u> <u>おいて指名する取締</u> <u>役が取締役会を招集し、議長とな</u> <u>る。</u>	2 (削除)
第24条～第46条 (条文省略)	第24条～第46条 (現行どおり)

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、第1号議案の承認可決を前提として、取締役7名の選任をお願いするものであります。なお、取締役候補者の指名に際しましては、取締役会で審議し決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当、および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	あり ま とも ひで 有 馬 知 英 (1973年11月19日生)	1996年10月 当社 入社 2014年9月 当社 リユース統括部長 兼 HKNT CO., LIMITED 董事 2015年7月 当社 取締役執行役員 第2営業本部長 2016年1月 当社 取締役執行役員 リユース部門管掌 兼 グローバル営業部門管掌 2019年2月 当社 取締役執行役員 リユース営業本部長 2022年6月 一般社団法人リユースモバイル・ジャパン 理事長（現任） 2022年7月 当社 代表取締役社長COO 2024年1月 当社 代表取締役社長（現任）	9,200株
有馬知英氏は、当社のコア事業であるリユース事業において豊富な経験を有しており、既存事業の収益拡大や、新たな需要の創造に向けた取り組みに関する豊富な実績を有しております。現在は、当社の代表取締役社長として経営の指揮を執り、企業価値向上に貢献しております。今後も強いリーダーシップにより当社を牽引し、持続的な企業価値向上に必要な人材と判断し、能力および企業経営者としての豊富な経験とともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当、および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
2	※ さわ だ だい すけ 澤 田 大 輔 (1976年4月6日生)	1996年12月 個人事業主として開業 2018年1月 株式会社DSGI 代表取締役（現任） 2023年6月 フューチャーベンチャーキャピタル株式会社 取締役会長 2023年11月 フューチャーベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役会長 兼 社長（現任） 2024年10月 AIフュージョンキャピタルグループ株式会社 代表取締役社長（現任）	一株
澤田大輔氏は、経営者としての豊富な実績と幅広い見識に加え、ファンド運営会社の経営者として投資戦略や資本効率向上に関する深い知見、出資先企業の経営改善に関する豊富な経験を有しております。これらの知見や経験を活かし、当社の持続的発展に寄与し、さらなる価値創出に貢献いただける適切な人材と判断したため、取締役候補者といたしました。なお、同氏は、AIフュージョンキャピタルグループ株式会社の代表取締役社長として経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献されております。			
3	※ きむ かず ひさ 金 一 寿 (1977年1月2日生)	2005年12月 有限責任あずさ監査法人 入所 2012年4月 金一寿公認会計士事務所および金一寿税理士事務所 代表（現任） 2023年6月 フューチャーベンチャーキャピタル株式会社 社外取締役 2024年6月 フューチャーベンチャーキャピタル株式会社 常務取締役（現任） 2024年10月 AIフュージョンキャピタルグループ株式会社 常務取締役（現任）	一株
金一寿氏は、監査法人で培った公認会計士としての幅広い見識に加え、公認会計士事務所および税理士事務所の代表として企業の会計や財務に関する多岐にわたる経験を有しております。その専門的知見から当社の経営全般について貢献いただける適切な人材と判断したため、取締役候補者といたしました。なお、同氏は、AIフュージョンキャピタルグループ株式会社の常務取締役として経営に携わり、企業価値の向上に貢献されております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当、および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
4	なが た とよ し 永田 豊志 (1966年1月19日生)	1988年4月 株式会社リクルート 入社 2003年5月 株式会社スマートイメージ設立 代表取締役 2005年11月 株式会社ショーケース・ディービー（現 株式会社ショーケース） 代表取締役 2006年4月 同社 取締役 2015年4月 同社 取締役副社長 2016年3月 合同会社TRIPLEX 代表社員（現任） 2017年8月 株式会社Showcase Capital 代表取締役社長 2019年1月 株式会社ショーケース 代表取締役社長 2022年7月 当社 代表取締役会長CEO 2024年1月 株式会社ショーケース 代表取締役会長（現任） 当社 取締役（現任） 2024年9月 Open Bridge Solutions SDN.BHD Managing Director（現任）	一株
永田豊志氏は、経営者としての豊富な実績と幅広い見識とともに、グローバルな知見とインターネット事業への深い知識を有しております。今後もその実績と経験を活かし、当社の事業基盤の強化と持続的発展に貢献いただける適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者となりました。なお、同氏は、株式会社ショーケースの代表取締役会長として経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献されております。			
5	ひらの い じゅんいち 平野井 順一 (1976年1月9日生)	1998年4月 若築建設株式会社 入社 2016年10月 株式会社ソフトフロントホールディングス 入社 グループ業務推進室長 2018年6月 同社 取締役 2018年10月 同社 代表取締役社長 2019年6月 株式会社ショーケース 入社 経理・財務部 部長 2019年7月 同社 執行役員CF0 兼 経理・財務部長 株式会社Showcase Capital 執行役員CF0 ブラップノード株式会社 監査役 2020年3月 株式会社ショーケース 取締役CF0 兼 コーポレート本部担当役員 2021年3月 株式会社Showcase Capital 代表取締役（現任） 2022年4月 当社 取締役CF0 2022年7月 株式会社ショーケース 代表取締役社長（現任） 2024年1月 当社 代表取締役会長（現任）	一株
平野井順一氏は、建設、アパレル、バイオ、ITなど幅広い業界でCF0、代表取締役の要職を歴任し豊富な経験と実績を有しております。今後も当社の管理部門を統括し、当社の成長戦略を支え、経営全般で大きな役割を果たしていただける人材と判断したため、引き続き取締役候補者となりました。なお、同氏は、株式会社ショーケースの代表取締役社長として経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献されております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当、および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
6	たか はし たかし 高 橋 卓 (1968年7月10日生)	2009年10月 株式会社ヒューマントラスト 取締役 2017年10月 エールスペック株式会社 専務取締役 兼 COO 2021年1月 CX0倶楽部株式会社 代表取締役 (現任) 2021年2月 株式会社ショーケース 顧問 (現任) 2022年7月 当社 取締役 (現任) 2023年2月 株式会社エフエクチュアル 社外取締役 (現任) 2023年6月 社団法人東京ニュービジネス協議会 理事 (現任) 2024年6月 株式会社Warranty Technology 社外取締役 (現任) 2024年7月 CX0コンサルティング株式会社 代表取締役 (現任) 2024年9月 Zenken株式会社 社外監査役 (現任)	一株
高橋卓氏は、法人営業を得意とし、上場会社を含む1,000社以上の法人（決裁者多数）とのネットワークがあり、新規事業や法人顧客をターゲットとしたビジネスを行う際に強力なサポートが期待でき、また、営業部門管掌の経営者としての知見・経験・実績が豊富で、営業視点での経営貢献ができる人材であり、取締役として適任であると判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。なお、同氏は、株式会社ショーケースの顧問であり、企業価値向上を実現するためにサポートされております。			
7	むら い まもる 村 井 守 (1954年12月12日生)	1979年4月 日本電信電話公社（現 日本電信電話株式会社）入社 2009年6月 西日本電信電話株式会社 取締役 2011年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ マーケティングアクト （現 株式会社NTTマーケティングアクトProCX） 代表取締役 2015年6月 テルウェル西日本株式会社 代表取締役 2018年6月 西日本電信電話株式会社 常勤監査役 2020年7月 日本通信機器株式会社 顧問 (現任) 2021年4月 日本コムネット株式会社 社外取締役 (現任) 2022年4月 株式会社AGEST 顧問 (現任) 2023年1月 当社 社外取締役 (現任)	一株
村井守氏を社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要は、同氏はNTTグループにおいて取締役等を歴任し、経営者としての豊富な経験および知見を有しており、当社が目指す企業価値向上に向けた各種取り組みにおいて、経営企画分野や通信業界についての専門的な観点から、取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したため、引き続き同氏を社外取締役候補者といたしました。 また、同氏が選任された場合は、引き続き、指名報酬委員およびガバナンス委員として当社の役員候補者選定や役員報酬の決定および内部統制・ガバナンスについて、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。 なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験がありますので、上記の理由より社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。			

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 村井守氏は社外取締役候補者であります。
4. 村井守氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 候補者永田豊志氏は、当社親会社であります株式会社ショーケースの業務執行者であり、過去10年間においても同社の業務執行者でありました。なお、同氏の同社における現在および過去10年間の地位および担当は、上記「略歴、当社における地位、担当、および重要な兼職の状況」欄に記載のとおりであります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、取締役を含む被保険者の損害賠償金および争訟費用等の損害を当該保険契約によって補填することとしております（ただし、一定額に至らない損害の場合を除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、有馬知英氏、永田豊志氏、平野井順一氏、高橋卓氏、村井守氏との間で会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補填する（ただし、一定額に至らない損害の場合を除く）補償契約を締結しており、各候補者の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。また、澤田大輔氏および金一寿氏の選任が承認された場合は、両氏との間で同様の補償契約を締結する予定であります。
8. 当社は村井守氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
9. 当社は村井守氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役加藤清とおよび安倉史典が任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	やす くら ふみのり 安倉史典 (1954年3月25日生)	1977年4月 東京芝浦電気株式会社（現 株式会社東芝） 入社 2004年4月 東芝コンシューママーケティング株式会社 転籍 2009年4月 東芝エルイートレーディング株式会社 入社 2012年5月 同社 代表取締役社長 就任 2014年5月 同社 顧問 就任 2015年6月 東芝コンシューママーケティング株式会社 常勤監査役 就任 2017年7月 当社 社外監査役（現任）	一株
安倉史典氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏が経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、それらを当社の社外監査役として当社の監査に活かしていただきたいためであります。 なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験がありますので、上記の理由により当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。			
2	にし お あきのぶ ※ 西尾公伸 (1983年8月1日生)	2011年12月 弁護士登録（第二東京弁護士会） Authense法律事務所 入所 2016年7月 Authense法律事務所 弁護士統括（現任） 2018年5月 東京圏雇用労働相談センター相談員（現任） 2021年11月 株式会社DATAFLUCT 監査役（現任） 2022年3月 株式会社ユニバーサルスポーツジャパン 監査役（現任） 2024年3月 日本エクイティバンク株式会社 代表取締役（現任） 2024年6月 株式会社ハンモック 監査役（現任）	一株
西尾公伸氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏が弁護士としての専門的な知識と幅広い経験を有し、ベンチャーファイナンスを中心とした企業法務に注力し、弁護士として企業を守るのみならず、IT/ICTといったベンチャービジネスの分野における新たな価値の創造を目指すパートナーとして、そして事業の成長とともに推進するプレイヤーとして、現場目線の戦略的な法務サービスを提供されてこれ、それらを当社の社外監査役として当社の監査に活かしていただきたいためであります。 なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験があり、また、弁護士として企業法務に精通しており、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。			

- (注) 1. ※は新任の監査役候補者であります。
2. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
 3. 安倉史典氏および西尾公伸氏は社外監査役候補者であります。
 4. 安倉史典氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年6ヶ月となります。
 5. 当社は、安倉史典氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、西尾公伸氏につきましても、同取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。
 6. 当社は安倉史典氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、西尾公伸氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
 7. 当社は安倉史典氏との間で会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用および第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補填する（ただし、一定額に至らない場合を除く）補償契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、西尾公伸氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の補償契約を締結する予定であります。
 8. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者の損害賠償金および争訟費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、一定額に至らない場合を除く）。安倉史典氏および西尾公伸氏が監査役に選任され就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考) スキル・マトリックス

第2号議案および第3号議案が原案のとおり承認可決された場合は、各取締役および各監査役のスキルおよび経験は、以下のとおりとなる予定です。

役職	氏名	スキルおよび経験							
		経営戦略	マーケティング 営業	D X	I C T	グローバル 関連業界経験	会計 財務	人材開発 人事	ガバナンス 法務
取締役 (社内)	有 馬 知 英	○	○	○	○				○
	澤 田 大 輔	○	○	○					○
	金 一 寿	○					○		○
	永 田 豊 志	○	○	○	○				○
	平野井 順 一	○					○	○	○
	高 橋 卓	○	○					○	
取締役 (社外)	村 井 守	○	○	○				○	○
監査役 (常勤)	茶 谷 喜 晴	○					○	○	○
監査役 (社外)	安 倉 史 典	○	○						○
	西 尾 公 伸	○		○					○

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都港区六本木三丁目 2 番 1 号
住友不動産六本木グランドタワー 9 階
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター Room C



交通のご案内

地下鉄 東京メトロ南北線「六本木一丁目」駅直通（西改札口）

※ベルサール六本木とは異なる建物です。ご注意ください。

※当日、専用の駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。